

群馬県優良県産品推奨要綱

(目的)

第1条 本要綱は、優良な県産品を推奨することにより、県産品の普及と品質の向上を促進し、県民生活の向上と産業の振興に寄与することを目的として行う、群馬県優良県産品推奨制度について定める。

(定義)

第2条 この要綱において「県産品」とは、製造又は加工の最終段階が本県内で行われた商品で、県内の製造業者名の表示により、一般消費者に販売される食料品、民・工芸品及びその他雑貨製品をいう。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- 一 未加工の農・水産物
- 二 木材及び樹木、草木、種苗
- 三 薬品及び医療用具
- 四 工業用機械及び部品に類するもの
- 五 その他、県産品としてふさわしくないもの

2 この要綱において、「推奨品」とは、第5条第1項の規定に基づき認定された優良県産品をいう。

3 この要綱において「推奨証紙」とは、推奨品であることを証するために、推奨品に貼付する証票（別記様式）をいう。

(推奨品の申請)

第3条 推奨品の認定を受けようとする製造業者は、群馬県優良県産品推奨審査申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）及びこれに掲げる関係書類を添付のうえ、所在市町村を経由して知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請の経由があったときは次の各号に留意するものとする。

- 一 食品衛生法の適用商品については、同法の基準に違反しない商品であること。
- 二 審査申請のため、特別に調整された商品でないこと。
- 三 他の特許登録と同一又はその模造品と認められる商品でないこと。

3 前2項の規定に係わらず「1社1技術」の選定を受けた企業からの申請については、その技術を活用した製品のみ群馬県優良県産品推奨審査申請書（「1社1技術コンペ」申請書添付用）（別記様式第2号）を提出することができる。

(推奨品の審査)

第4条 推奨品の審査は、別に定める規定により群馬県優良県産品推奨審査会（以下「審査会」という。）が行う。

2 審査会は、隔年ごとに開催する。ただし、特別の事情があるときは随時開催することができる。

3 前項の規定に係わらず前条第3項により申請のあった製品の審査については、別に定める。

(推奨品の認定)

第5条 知事は、前条の審査の結果に基づき、推奨品を認定する。

2 知事は、前項の規定に基づき認定したときは、推奨状を交付する。

(推奨品の認定期間)

第6条 推奨品の認定期間は、第5条に基づき認定された日から原則として2年間とする。ただし、第9条の規定により認定を取り消された場合には、取り消された日からその効力は消滅する。

(推奨証紙の取扱い)

第7条 推奨品の製造業者は、推奨品又はその容器、包装等に推奨証紙を貼付しなければならない。

2 推奨証紙は、何人も県の承認を受けずに、作成及び印刷をしてはならない。

3 本条に規定する推奨証紙にかかる手続については、社団法人群馬県物産振興協会が行う。

(推奨証紙図案使用の取扱い)

第8条 前条第1項の規定に係わらず、次の各号に定める場合には、事前に群馬県優良県産品推奨証紙図案使用申請書(別記様式第3号)により、県の承認を受け、推奨証紙の図案を直接推奨品又はその容器、包装等に表示できる。

- 一 性質上推奨品に推奨証紙を貼付することが困難な場合
 - 二 推奨証紙図案を使用することで省力化が図れる等の合理的な理由があると認められる場合
 - 三 その他県が特別に認めた場合
- 2 推奨証紙の図案の表示を変更しようとするときは、申請手続に準じて、再度、承認を受けなければならない。
- 3 推奨証紙図案使用の承認期間が終了した場合は、群馬県優良県産品推奨証紙図案使用数量実績報告書(別記様式第4号)により速やかに報告を行うこととする。ただし、年度を超えて使用承認がなされている場合には、毎年度3月末までの実績状況を報告するものとする。
- 4 本条に規定する推奨証紙図案の使用にかかる手続については、社団法人群馬県物産振興協会が行う。

(推奨品の取消)

第9条 知事は、推奨品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査会に諮り、その認定を取り消すことができる。

- 一 推奨品の仕様等を変更したことにより、同一性が認められなくなった場合
 - 二 推奨品としての信用を著しく害する行為があった場合
 - 三 要綱及び関係法令に違反した場合
- 2 前項第二号及び第三号の事由により取り消された場合には、その取消の日から2年間を経過しなければ新たに推奨を受けることができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める実施細目による。

附 則

この要綱は、昭和36年度に係るものから施行する。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。
(第3条第3項、第4条第3項、第7条第4項関係)

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(第2条第3項関係)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(第2条第3項、第3条第1項、第3項、第4条第3項、第7条第3項、第8条関係)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第2項)